

4月1日施行される介護保険制度改定についてのお知らせ

三寒四温漸く春めいた日があるようになりました。日ごろは何かとご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、標題の介護保険制度の改定によりデイサービスの提供時間帯が変更になりますのでここにお知らせ申し上げます。

当ぬくいデイサービスではサービス時間帯を現在の10:00～16:00時から9:30～16:30時に延長させていただくことになりました。つまり送迎の時刻が朝は30分早く、お帰りは30分遅くなります。

厚生労働省から東京都担当局経由で通達を受けまして準備期間が大変短く、みなさまへのお知らせが遅くなりましたことをお詫び申し上げますとともに対応方よろしく願い申し上げます。

また、新たに「個別機能訓練加算」「介護職員処遇改善加算」を実施・算定させていただくことになりました。これは希望者する全員が対象になります。詳しくは追って武蔵野ぬくい福祉サービス個別機能訓練加算Ⅱ要綱（ご案内）をお渡しする予定です。金額変更の参考例をご覧ください。

記

一般型通所 **ぬくいデイサービス** :

個別機能訓練加算Ⅱ 50 単位 (523 円) /1 日 ⇒ 利用者負担 : 52 円 / 1 日

処遇改善加算 (例 : 1 ヶ月の介護保険の個人負担 10,000 円の時) ⇒ 利用者負担 1900 円

地域密着型通所 **ぬくいデイサービス本町** :

個別機能訓練加算 27 単位 (285 円) /1 日 ⇒ 利用者負担 : 28 円 / 1 日

処遇改善加算 (例 : 1 ヶ月の介護保険の個人負担 10,000 円の時) ⇒ 利用者負担 2900 円

イメージとしては上記のようになります。

以上、お知らせとお願いまで。



ぬくいデイサービス
ぬくいデイサービス本町

株式会社武蔵野ぬくい福祉サービス